

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年2月19日

香川県病院事業管理者 平川方久

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間) 第3条 略	(1週間の勤務時間) 第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。
2 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。	2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める <u>職員</u> （以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。
3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。） <u>第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、管理者が定める。</u>	3 管理者は、職務の特殊性又は病院等（県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所をいう。以下同じ。）の特殊の必要により <u>前3項</u> に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。
(週休日及び勤務時間の割振り) 第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、再任用短時間勤務職員及び <u>任期付短時間勤務職員</u> については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	(週休日及び勤務時間の割振り) 第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間	2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間

の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 略

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前条第2項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は病院等の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、次に掲げる基準に適合するようにして週休日を設ける場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

（育児短時間勤務職員等の勤務時間等の特例）

第8条 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間、週休日及び勤務時間の割振りは、第3条第1項、第4条及び第5条第2項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容）に従い、管理者が定める。

2 育児短時間勤務職員等に対する第6条第1項の適用については、同項中「第4条第1項又は前条」とあるのは、「第8条第1項」とする。

3 管理者は、育児短時間勤務職員等には、前条第1項第1号又は第2号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に労働基準法第41条第3号の許可を受けた

の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前条第2項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は病院等の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、次に掲げる基準に適合するようにして週休日を設ける場合は、この限りでない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合に限り、前条第1項の規定により、同項の断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(その他の勤務時間等)

第9条 略

(自己啓発等休業)

第10条 管理者は、地方公務員法第26条の5の規定により、自己啓発等休業を承認することができる。

(育児休業等)

第11条 職員は、育児休業法の定めるところにより、育児休業又は育児短時間勤務をすることができる。

2 管理者は、育児休業法の定めるところにより、職員に、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせることができる。

3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えられた育児休業法第10条第1項の地方公営企業の管理者が定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（第5条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、第5号に掲げる勤務の形態）とする。

(1) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間勤務すること。

(2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき5時間勤務すること。

(3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき8時間勤務すること。

(4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については8時間、1日については4時間勤務すること。

(5) 次に掲げる勤務の形態（前各号に掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き12日を超える、かつ、1回の勤務が16時間を超えないものに限る。）

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務

(その他の勤務時間等)

第8条 略

(育児休業)

第9条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の定めるところにより、育児休業をすることができる。

すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(部分休業)

第12条 略

(修学部分休業)

第13条 管理者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、次に掲げる教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9章に定める大学
- (2) 学校教育法第10章に定める高等専門学校
- (3) 学校教育法第11章に定める専修学校
- (4) 学校教育法第134条第1項の各種学校
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設として管理者が適当と認めるもの

2 職員の修学部分休業については、職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）の適用を受ける職員の例による。

(分限、懲戒及び解雇の基準)

第14条 職員は、次条、第17条及び第19条の規定によるほか、その意に反して、分限、懲戒又は解雇の処分を受けることがない。

第15条～第19条 略

(臨時の任用職員及び非常勤職員の就業に関する事項)

第20条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、管理者が別に定める。

(部分休業)

第10条 略

(分限、懲戒及び解雇の基準)

第11条 職員は、次条、第14条及び第16条の規定によるほか、その意に反して、分限、懲戒又は解雇の処分を受けることがない。

第12条～第16条 略

(臨時の任用職員及び非常勤職員の就業に関する事項)

第17条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成20年4月1日以後において修学部分休業をするため、修学部分休業の承認を受けようとする職員は、同日前においても、管理者に対し、当該承認を申請することができる。